

最近改正 平成28年3月25日例規（府対）第48号

この度、別記のとおりまちぐるみによる子どもの安全見まもり活動促進要綱を制定し、平成22年1月1日から実施することとしたので、効果の上がるよう努められたい。

## 別記

まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動促進要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、子どもの安全を確保するため、子どもの安全見まもり隊活動が継続され、及び活性化されるとともに、まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動が自主的に行われ、その活動に間隙（げき）が生じないよう必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの安全見まもり隊活動 主に登・下校時の子どもの安全を確保するため、小学校を中心としたPTAをはじめとする地域住民が、通学路、遊び場等において子どもの安全を見守る防犯活動をいう。
- (2) 子どもの安全見まもり隊 子どもの安全見まもり隊活動に参加している地域住民をいう。
- (3) まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動 子どもの安全見まもり隊以外の地域住民、事業者その他あらゆる大人が、子どもの安全見まもり隊活動が行われていない時間帯及び場所での子どもの安全を確保するため、買物、植木の水やり等の日常生活において可能な範囲で、子どもの安全を見守る防犯活動及び子どもの安全見まもり隊に対して支援する活動並びに子どもの安全見まもり隊活動をいう。

### 第3 促進体制

#### 1 促進責任者

- (1) 警察署（大阪水上警察署及び関西空港警察署を除く。以下同じ。）に促進責任者を置く。
- (2) 促進責任者は、警察署長をもって充てる。
- (3) 促進責任者は、子どもの安全見まもり隊活動の継続及び活性化を図り、まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動を促進するための業務を総括するものとする。

#### 2 促進主任者

- (1) 警察署に促進主任者を置く。
- (2) 促進主任者は、生活安全課長をもって充てる。
- (3) 促進主任者は、促進責任者を補佐し、子どもの安全見まもり隊活動の継続及び活性化を図り、まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動を促進するための業務を効果的かつ効率的に推進するものとする。

#### 3 促進担当者

- (1) 警察署に促進担当者を置く。
- (2) 促進担当者は、防犯係員（豊能警察署にあっては、防犯少年係員）をもって充てる。
- (3) 促進担当者は、子どもの安全見まもり隊活動の継続及び活性化を図り、まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動を促進するための業務を行うものとする。

### 第4 促進するための業務

#### 1 子どもの安全見まもり隊活動の継続及び活性化

促進責任者は、子どもの安全見まもり隊活動の継続及び活性化を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 子どもの安全見まもり隊との合同パトロールを通じて、子どもの安全見まもり隊活動の実態を把握するとともに、その活動が低調となる要因を調査し、その改善に向けた働き掛けを行うこと。
- (2) 子どもの安全見まもり隊に対して子どもの安全見まもり隊活動の活動効果及び好事例等の情報をフィードバックすることにより、子どもの安全見まもり隊の活動意欲の向上を図ること。

- (3) 関係する自治体及び教育委員会（大阪市、堺市、大阪市教育委員会及び堺市教育委員会を除く。）と連携して子どもの安全見まもり隊に対する研修会又は意見交換会を開催すること。  
なお、大阪市域内及び堺市域内の警察署にあっては、区及び各小学校と連携して子どもの安全見まもり隊に対する研修会又は意見交換会を開催すること。
- (4) 子どもの安全見まもり隊活動の具体的な実施方法を指導すること。
- (5) 子どもの安全に係る情報を提供すること。
- (6) その他子どもの安全見まもり隊活動の継続及び活性化に資する業務を行うこと。

## 2 地域住民・関係機関等に対する参加要請

促進責任者は、まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動を促進するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) P T A総会、防犯連絡会等の地域における各種会合の機会をとらえて、地域住民等に対して子どもの安全見まもり隊活動の効果及び重要性を広報し、まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動への参加を働き掛けること。
- (2) 小学校における防犯訓練等の機会をとらえて、小学校の教職員に対して次に掲げる事項を働き掛けること。
  - ア 子どもの安全見まもり隊との緊密な連携
  - イ 子どもの安全見まもり隊との合同による子どもの安全見まもり隊活動の実施
  - ウ 児童及び保護者への子どもの安全見まもり隊に対するあいさつの励行等の働き掛け
- (3) 関係する市区町村に対して通学路、公園等における危険箇所の改善、子どもの安全見まもり隊に対する子どもの安全見まもり隊活動に必要な物品の支給等の支援を働き掛けること。
- (4) 学習塾の関係者等子どもと接する事業者に対して「こども110番の家」事業への登録を勧奨し、まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動への参加を働き掛けること。

## 3 その他

促進責任者は、その他まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動を促進するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 子ども、教職員等に対して防犯教室及び防犯訓練を行うこと。
- (2) 小学校における防犯設備等の点検及び改善に関する指導を行うこと。
- (3) その他まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動の促進に資する業務を行うこと。

## 第5 関係者の連携

促進責任者は、関係各課員その他まちぐるみによる子どもの安全見まもり活動の関係者が相互に必要な連携を図れるよう配慮すること。

## 第6 報告

促進責任者は、別途通知するところにより、前記第4の1の(1)の業務により把握した子どもの安全見まもり隊活動の実態のうち次に掲げる事項について、12月31日現在の実態については翌年1月5日までに、6月30日現在の実態については7月5日までに、生活安全部長（府民安全対策課）あて報告すること。

- (1) 団体名及び団体結成時期
- (2) 市区町村名及び小学校名
- (3) 活動人数
- (4) 活動日数及び活動時間帯
- (5) その他子どもの安全見まもり隊活動の実態を把握するために必要な事項